

2020年5月8日
日鉄パイプライン&エンジニアリング株式会社

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言への対応について（その4）

当社は、新型コロナウイルス感染症への対応について、政府の緊急事態宣言延長に伴い、4月13日以降実施している以下の措置を、5月17日まで継続いたします。

1. 対象事業拠点

全事業拠点（本社、支社、支店、営業所、工事事務所、溶接技術センター、工場）

2. 対応方針・内容

- （1）社員の出勤については、事業活動継続に必要な最小限に限定し、原則、在宅勤務とします。
出勤する社員については混雑時間帯の出退勤を避けるなど、感染予防対策を徹底します。
なお、施工現場は、十分な感染対策を実施したうえで、特別な事情がない限り継続致します。
- （2）社外との会議等各種打ち合わせは原則延期するかWEB会議等にて対応します。懇親会等への参加も自粛します。
- （3）国内外への出張は、原則禁止とします。

当社は、引き続き、社内外への感染被害抑止と社員（派遣社員、協力会社を含め）の安全確保を最優先に、状況の変化に応じて、今後も必要な対策を講じて参ります。

関係先の皆様におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）
総務部総務室 03-6865-6300

以上